

学校いじめ防止基本方針

新野中学校

1 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

＊個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

「いじめは心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことを全生徒・教職員が理解し、学校全体で「いじめを絶対に許さない」雰囲気をつくる。また、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校・家庭・地域・その他の関係機関が連携し、いじめ問題を克服することを目指す。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- （1） 教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を築く能力を養う。
- （2） いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員が取り組む。
- （3） ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- （4） 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- （5） より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を築く。
- （6） いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、日頃から、学校と関係機関担当者との情報共有体制を築いておく。

4 学校いじめ対策組織

○いじめ防止対策委員会

管理職・指導教諭・教務主任・生徒指導主事・人権教育主事
特別支援教育コーディネーター（教育相談）・養護教諭・学年主任

○定期委員会（職員会で実施）

4月：いじめ防止対策基本方針の説明・共通理解
7月：4月～7月の情報交換
12月：8月～12月の情報交換
3月：1年間の取り組み点検評価・次年度への課題の確認

○臨時委員会（校長が必要に応じて招集）

- ・いじめ防止対策基本法の見直し
- ・アンケートの作成・実施
- ・校内研修（いじめ対応についての協議等）

○相談窓口

生徒指導主事・人権教育主事・特別支援教育コーディネーター（教育相談）
養護教諭・スクールカウンセラー

○緊急いじめ対策チーム（いじめ防止対策委員会でメンバーを決定する）

- ・いじめられた生徒の対応
- ・いじめた生徒の対応
- ・保護者の対応
- ・その他の生徒たちへの指導（※いずれの場合も組織で対応する）

○連携機関

教育委員会・南部こども女性相談センター（児童相談担当）
阿南警察署（生活安全課）・スクールカウンセラー・医療機関

5 いじめの未然防止のための取組

①教育の全領域において人権教育・道徳教育の徹底

授業の充実はもちろん、体験活動や読書活動なども推進し、相手の気持ちを共感的に理解できる情操を培うとともに、様々な人権問題について考え、学び、いじめをしない態度とともに、それを傍観せず解決のために一歩踏み出せる生徒の育成に努める。

②生徒一人一人が輝ける学級・学校づくり（自己肯定感、自己有用感を高める）

小規模校の特性を最大限に生かし、生徒一人一人がそれぞれの個性を発揮して活躍できる集団づくり、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。

③ストレスに適切に対応できる力の育成

いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、ストレスを感じた時にそれを他人にぶつけるのではなく、スポーツや趣味などで発散したり、誰かに相談するなど、「ストレスマネジメント」の方法を身につけさせる。

④円滑なコミュニケーション能力の育成

幅広い社会体験や生活体験の機会を設け、様々な価値観に触れて視野を広げ、お互いの人格を認め、尊重する態度を養う。また、アサーショントレーニングを授業等に取り入れ、自分も相手も大切にする自己表現の方法を身につけさせる。

⑤情報モラル教育の充実

インターネット等を通じて行われるいじめを防止するために、携帯電話安全教室等を行い、その危険性や悪質性を知らせる。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。

⑥保護者、地域との連携

いじめ等の問題行動防止のために、新入生に関する丁寧な引き継ぎや不安感を取り除く取り組み等、小中学校の円滑な接続を図る。また、学校通信・人権教育通信や人権学習授業参観等を通じて、いじめ問題に関する取り組みや生徒の様子を公開し、地域・家庭・学校が一体となって生徒を見守る体制を築く。

⑦校内研修の充実・教職員の連携

いじめ問題に関する事例研究等により教職員の意識を高め、小さな変化も見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、全ての生徒を愛情をもって見守る。

6 早期発見・早期対応の在り方

①生徒の見守りと信頼関係の構築

教職員は、生徒に愛情をもって多方面（登校時、授業、休み時間、部活動、保健室等）から関わり、生徒を理解し、褒めたり叱ったりしながら信頼関係を築くことに努める。また、教職員間で連携して情報を共有し、けんかやふざけ合い、けが等にも留意して、ささいな事象や生徒の小さな変化を見逃さないよう努める。

②定期的なアンケート調査（年間3～5回程度）の実施

いじめを受けている生徒やそれを認識している生徒が訴えやすいように、家庭で記入し、封筒に入れて提出するようにしている。

③家庭との連携・情報交換

年度始めの家庭訪問や個人懇談だけでなく、随時、家庭訪問をしたり電話連絡をしたりして、日頃より保護者との信頼関係づくりに努め、安心して相談できる体制を整える。

7 いじめへの対処

①毅然とした態度で指導にあたる

いじめ（いじめと疑われる状況）を認知したときは、直ちに毅然とした態度でその行為をやめさせ、指導する。

②全教職員一丸となって対応と指導にあたる

いじめを認知した教職員は、直ちに学校いじめ対策組織（管理職・生徒指導主事）に報告し、情報を共有する。複数の教職員で情報を共有し、いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。また、当該生徒の見守りを行うなどして、いじめを受けた生徒の安全確保をする。

③いじめ防止対策委員会の開催

認知したいじめへの対応方針を相談・決定する。

いじめられた生徒、いじめた生徒への具体的な支援や指導、他の生徒たちへの全体指導など、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応する。

④教育委員会等への報告と連携

いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。また、事案によっては県教育委員会と連携し、外部専門家の力を借りて対応する。

⑤関係機関への相談・通報

恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や、生命・身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報し、警察と連携した対応を取る。また、ネット上のいじめが行われた場合、いじめに関する情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

⑥養護教諭・スクールカウンセラー等による心のケア

いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じることなく、安心して学校生活を送れるよう面談等を実施するとともに、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

8 重大事態への対処

- ① いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市町村教育委員会に報告するとともに、市町村教育委員会と連携して対処する。
- ② 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

9 取組の評価

- ① いじめ問題への取組等について、学校評価・教員評価の項目に位置づけ、目標設定とその達成状況の評価をする。
- ② 年度末に、学校評価・教員評価の結果を踏まえて一年間の取組の総括をし、次年度に向けての対策を立てる。